襟章	四組		
バンド	一個	一個	一個
ズボンつり	一個	一個	一個
衣のう	一個	一個	一個

備考

一　この表の品目中学生に貸与すべきワイシャツ及びネクタイは、学生のうち防衛医科大学校の女子である者に対してのみ、貸与するものとする。

二　学生のうち防衛医科大学校の女子である者に対しては、帽日おおい、バンド（冬服のズボン及び夏服のズボンを貸与しない場合に限る。）及びズボンつりを貸与しないものとする。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六第七項、第十一条の三の六の四第二項及び第十二条の二第一項ただし書中「及び防衛医科大学校の学生」を「、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号ロ中「並びに防衛大学校」を「、防衛大学校」に改め、「学生」の下に「並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒」を加える。

（防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正）

第六条　防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び法第四条第一項」を「、法第四条第一項」に、「次条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、「という。）」の下に「及び法第四条第一項に規定する生徒（次条第二項第二号において「生徒」という。）」を加える。

第五条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　生徒にあつては、生徒手当及び防衛大臣が定める額の食事代

（防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部改正）

第七条　防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「又は防衛医科大学校」を「若しくは防衛医科大学校」に改め、「をいう。）」の下に「又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）」を加える。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十中

「	学生	二足	」
		二組	
		四足	

を

「	学生	二足	」
		二組	
		四足	
	生徒	二足	
		二組	
		四足	

に改める。

第一条第四号中「又は防衛医科大学校」を「若しくは防衛医科大学校」に改め、「をいう。）」の下に「又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）」を加え、同条第六号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正）

第九条　防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「又は防衛医科大学校」を「若しくは防衛医科大学校」に改め、「をいう。）」の下に「又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）」を加え、同条第六号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

（防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令の一部改正）

第十条　防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成十九年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「又は防衛医科大学校」を「若しくは防衛医科大学校」に改め、「をいう。）」の下に「又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年三月二十六日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中自衛隊法施行令第六十一条及び第六十二条の改正規定、第三条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の改正規定を除く。）及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　陸上自衛隊高等工科学校は、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第三十三条の二の表陸上自衛隊高等工科学校の項に定めるもののほか、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第二条に規定する教育訓練として、施設器材、通信器材、火器、航空機等の整備、操作その他の技術関係の職務を遂行するに必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百六十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第五条、第十八条第三項、第二十六条第一項及び第二十八条（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）」の下に「、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条の六」を加える。